

平成29年（行コ）第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件について**1 概要**

平成26年12月8日、A氏は、浜松市及び浜松市長を被告として、平成25年7月から同26年6月までの間に本市が実施した、外国人に対して生活保護法に準じて行った行政措置（以下「準生活保護措置」という。）による保護が無効であることの確認及び本市が当該期間の準生活保護措置により延べ9,666人に対し交付した金12億3,340万円余について、その相手方に対し損害賠償又は不当利得返還を請求することを求め、「平成26年（行ウ）第26号 準生活保護措置無効確認等請求事件」として静岡地方裁判所に訴状を提出した。

平成29年3月23日、静岡地方裁判所はA氏の訴えを却下した。（以下「原判決」という。）

平成29年4月16日、A氏は、静岡地方裁判所の原判決を不服とし、「平成29年（行コ）第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件」として東京高等裁判所に控訴したものである。

（1）平成26年（行ウ）第26号 準生活保護措置無効確認等請求事件

ア 原告	静岡県浜松市中区 A氏
イ 提訴日	平成26年12月8日
ウ 事件名	準生活保護措置無効確認等請求事件
エ 訴訟物の価額	160万円（算定不能）
オ 提訴前の経緯	平成26年 7月23日 公文書公開請求（平成25年7月から同26年6月までの準生活保護措置の状況について） 平成26年 8月 7日 公文書公開決定 平成26年 9月10日 住民監査請求（準生活保護措置について） 平成26年11月 4日 上記請求について一部却下及び一部棄却
カ 提訴後の経緯	平成27年 1月29日 第1回口頭弁論 3月12日 第2回口頭弁論 5月28日 第3回口頭弁論 8月27日 第4回口頭弁論 12月22日 第5回口頭弁論 平成28年 2月25日 第6回口頭弁論 5月26日 第7回口頭弁論 平成29年 1月17日 第8回口頭弁論 3月23日 静岡地方裁判所が判決言渡し
キ 原判決	主文は以下のとおり。 1 原告の請求を却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 平成29年(行コ)第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件

ア 原告 静岡県浜松市中区 A氏
イ 控訴日 平成29年4月16日
ウ 事件名 準生活保護措置無効確認等請求事件
エ 訴訟物の価額 160万円(算定不能)
オ 経緯 平成29年8月3日 東京高等裁判所が本市へ控訴状を送付

2 今後の対応

平成29年8月3日、東京高等裁判所から市に控訴状が送付された。A氏は、原判決の取り消し、浜松市及び浜松市長を被告として、平成25年7月から同26年6月までの間に本市が実施した準生活保護措置による保護が無効であることの確認及び本市が当該期間の準生活保護措置により延べ9,666人に対し交付した金12億3,340万円余について、その相手方に対し損害賠償又は不当利得返還を請求することを求めている。

今後は、A氏が主張する本件処分取消について、政策法務課及び弁護士と控訴理由書の内容を確認の上、対応していく。

(第1回口頭弁論：平成29年10月19日予定)

(参考)

外国人に対する保護措置については、全国的にも同様な訴訟が提起されているが、行政措置として違法である旨の判決は下されていない。